

別表第1（第3条関係）

補助対象空家等判定基準

調査項目	判断内容	程度別評点		
		I	II	III
建物全体	建物に傾きが見られる。	50	75	100
基礎、土台	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎にひび割れが複数見られる。 ・基礎に破損、不陸、変形等が見られる。 ・土台に腐食、破損等が見られる。 ・基礎と土台にズレが見られる。 	50	75	100
外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁にひび割れが複数見られる。 ・外壁が剥落し、又は破損し、下地が露出している。 ・外壁のモルタル、タイル等に浮きが見られる。 	25	50	75
屋根	屋根に破損、はがれ、変形等が見られる。	25	50	75
屋外階段等	バルコニー、ベランダ、建具、看板、給湯設備等が腐食し、又は破損し、落下等のおそれがある。	25		
門、塀	門や塀が腐食し、又は破損し、倒壊のおそれがある。	25		
擁壁	擁壁が老朽化し、著しく危険となるおそれがある。	100		
その他	隣接地に倒壊し、又は落下するおそれがある。	50		
合計点数				

（備考）

補助対象空家等判定基準を用いた調査は、市職員が行うものとする。